

Q&A

公文書館の仕事

歴史資料として重要な公文書等の保存と活用



◆◇ 公文書館の沿革 ◇◆

- 平成2 (1990) 年10月1日 開館 (都道府県で16番目)
- 平成12 (2000) 年8月5日 県政資料室を設置
- 平成16 (2004) 年4月3日 県政資料室をリニューアル
- 平成20 (2008) 年4月1日 県史編さん室が県立公文書館へ移管となる
- 平成22 (2010) 年11月27日 『澤田廉三と美喜の時代』が第34回鳥取県出版文化賞「影井賞」を受賞
- 平成24 (2012) 年4月1日 鳥取県公文書等の管理に関する条例の施行
- 平成29 (2017) 年4月1日 **鳥取県における歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例**の施行

鳥取県立図書館と同時開館 鳥取県立公文書館

問：いつ開館したのですか。

答：平成2（1990）年10月1日です。都道府県では16番目の開館でした。

問：何をする施設ですか。

答：簡単に言えば、鳥取県が作成した公文書や個人等から収集した資料を大切に保存し、県民をはじめとするみなさんに利用していただく施設です。

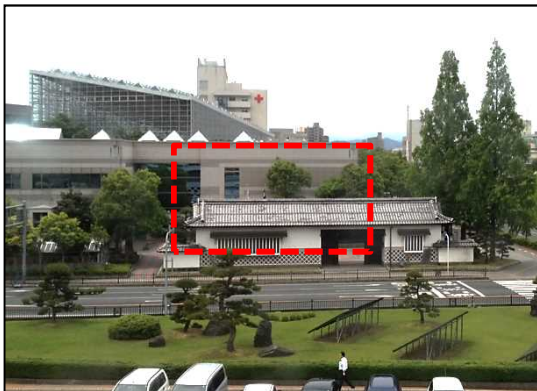
問：ざっと見渡しても、展示と印刷物しか見当たりませんが。

答：公文書や個人等から収集した資料は、地下の書庫に保存されています。利用していただく場合は、所定の手続が必要となります。

問：誰でも利用できますか。

答：利用できます。公文書の場合は、公文書館のウェブサイトで検索することができます。また、館内には検索用のパソコンと出力した目録も常備しています。公文書館の職員は、公文書等の利用を促進するため、整理や保存に努めています。

公文書館の外観と地下書庫



県議会棟から見た公文書館



整理室（受け入れた資料を整理して仮置きする）



- 第1書庫（左上）：旧役場の公文書、個人等から収集した資料、行政刊行物、マイクロフィルム等を保存
- 第2書庫（中上）：統計刊行物、県公報、『法令全書』を保存
- 第3書庫（右上）：公文書を保存
- 第4書庫（左下）：公文書、『官報』を保存

そこが知りたい

アーカイブズとは？

問：アーカイブズって何ですか。

答：アーカイブズ (Archives) という言葉は、「archive」の複数形で、公文書等を含めた記録資料及びその保管場所を指します。

問：よくわからないなあ。

答：個人または組織がその活動の過程で作成、受領、収集した記録のうち、**継続的価値を持つ**ものとして保存されているもの。またそれらの記録を管理、保存し利用に供する公文書館等の機関や施設のことです。

問：継続的価値を持つ記録と言われてもねえ、まあ、自分には関係ないね！

答：でも、平成19 (2007) 年に問題化した年金記録や薬害肝炎患者リストの放置などの問題は、**継続的価値を持つ**記録を適切に保存していなかったことが主たる原因です。また、平成23年に発生した東日本大震災では、役場等が被災し、戸籍や土地台帳といった最も大切な文書が大量に流失、破損して問題となりました。アーカイブズは、私たちの権利や生命を守る手段として、しっかり守っていかなければなりません。

建物も県・市町村が作成した公文書もみんなアーカイブズです。



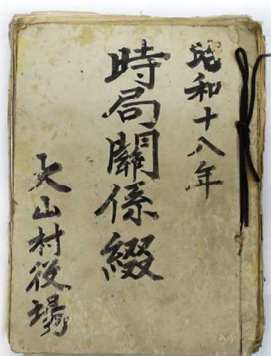
鳥取県立公文書館の英語表記は、Tottori Prefectural Archives



鳥取県立公文書館では、「アーカイブズの世界」と題する企画展を平成20年から実施している



鳥取県立公文書館が所蔵する明治17年の公文書



戦時下に作られた大山村役場 (左、現大山町) と二部村 (右、現伯耆町) の公文書



公文書館の大切な仕事

公文書の収集・整理・保存

問：公文書館にはどれくらいの資料があるのですか。

答：公文書が約5万冊、個人等から収集した資料が約1万点あります。これらを**特定歴史公文書等**と呼んでいます。これ以外に、行政刊行物が約3万冊、100万コマに及ぶフィルム類があります。

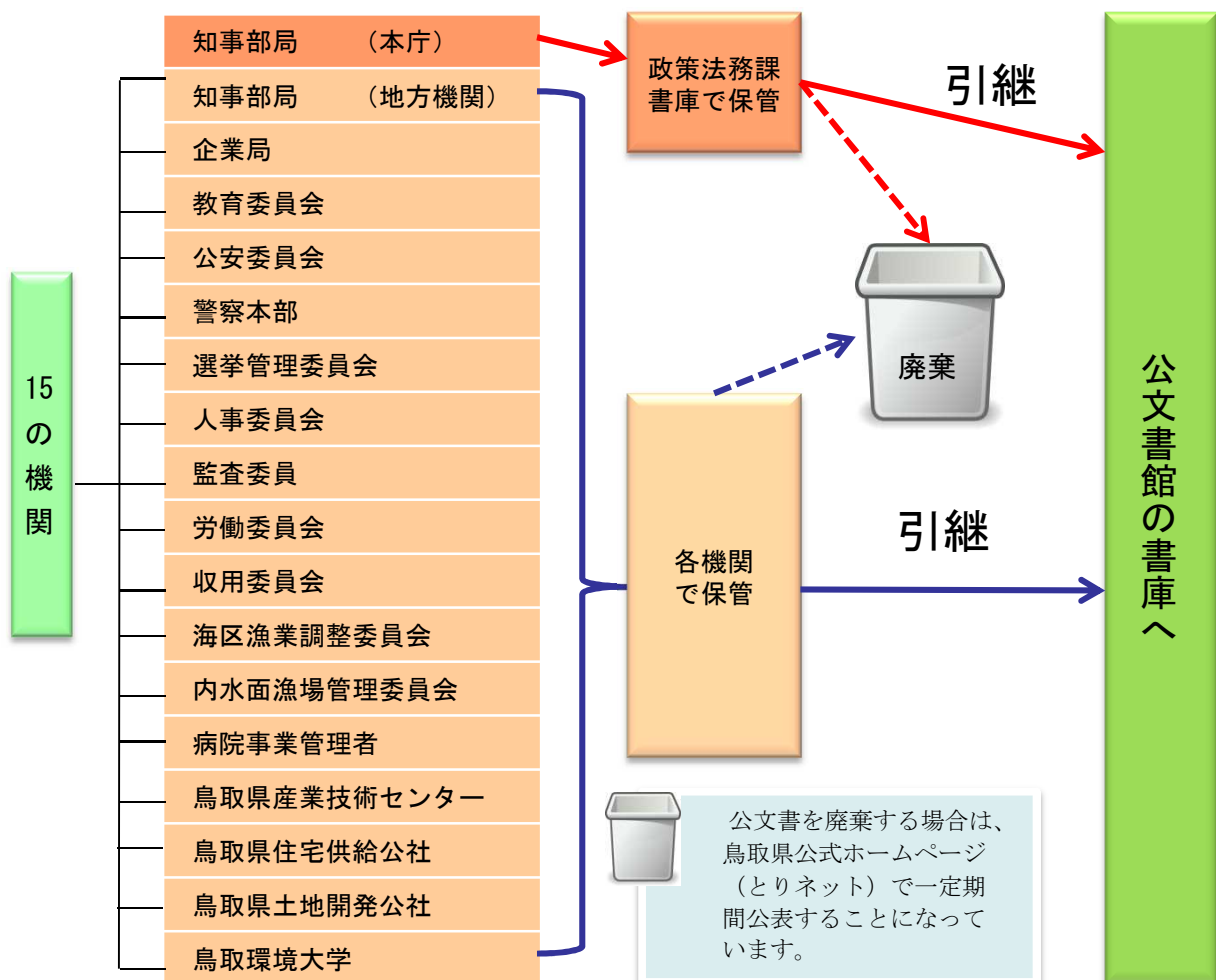
問：公文書はどのようにして公文書館に入るのですか。

答：公文書等の管理に関する条例（公文書管理条例）の制定により、15の機関から公文書を引き継ぐことになりました。総務部を例にすると、総務部に所属する各課が作成した公文書は、文書管理の業務を担当する政策法務課の書庫に移され、保存年限が過ぎた時点で、保存するか廃棄するかを決めます。

問：じゃあ、保存するものが公文書館に入ることになるわけですね。1年間にどれくらいの数になりますか。

答：ここ3年間の平均は約700冊です。公文書館ではこれらの公文書を整理して大切に保存しています。

公文書の引き継ぎを受ける15の機関とフロー図



大切な資料を伝えるために 紙資料の修復や電子化を進めています

問：紙資料の修復とは何ですか。

答：紙は、時間の経過とともに劣化します。その原因には、酸性紙の問題や紫外線のような光の影響、温度や湿度の変化による劣化、虫やカビによる被害、水害・火災等による破損や汚損などです。こういった原因を取り除いて劣化を防ぐことが重要ですが、すでに劣化しているものは、紙の性質に合わせた修復を施す必要があります。

問：修復は誰がするのですか。

答：修復には専門技術と専用器材が必要な場合が多く、専門の事業者をお願いしています。破損が軽易な場合は、技術を学んだ職員が修復を行っています。

問：電子化するのは紙資料ですか。

答：電子化を行った紙資料もありますが、優先的に進めてきたのは写真類です。ネガフィルムの電子化はもとより、写真アルバム本体の修復や複製本化、映画フィルムの電子化も行っています。

修復や電子化の実例



水濡れによる損傷



綴じ込まれた紙の状況



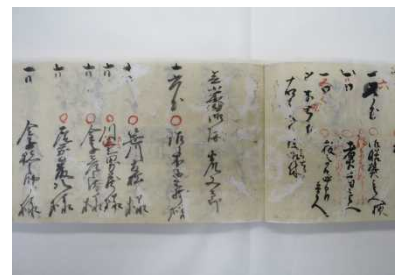
修復の完了



虫食いによる損傷



和紙をミキサーで溶かす



漉き嵌め技法で繊維を流し込む



綴じが破損したアルバム



組み写真は和紙を利用して修復



修復の完了

鳥取県政のあゆみを跡づける 調査研究と展示会・講座

問：公文書って難しそうですね。

答：明治期に作られた公文書は、和紙に墨書されたものが多く、崩し字を読む必要があります。また、公文書に書かれている内容を詳しく調べてみる必要があります。内容によっては、現地の調査や他の機関での資料調査や収集を行う場合もあります。

問：調べてみて、何か分かったことはありますか。

答：たくさんあります。公文書館は、それらの調査研究の成果を利用者に提供するとともに、展示会や講座、印刷物を利用しての普及活動を行っています。

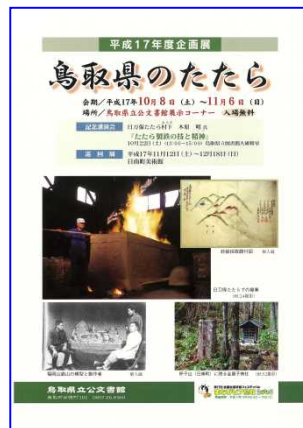
問：それ以外に公文書の役割というものがありますか。

答：もっとも大切なことは、**アーカイブズとは？**でご紹介したように、**継続的価値を持つ**記録を適切に保存していくことです。そのためには、公文書がどのような価値を持ち、どのように利用できるのかを理解しておかないといけません。

企画展 パンフレット



平成10年度



平成17年度



平成20年度



平成24年度



平成25年度



平成26年度

平成29（2017）年4月1日施行

公文書に関する新しい条例が生まれました。

問：どんな条例ですか。

答：鳥取県における**歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例**と申します。長いので**歴史公文書等保存条例**と略して呼ぶことにしています。

問：どんな内容の条例ですか。

答：最初に、歴史資料として重要な公文書その他の文書を**歴史公文書等**と定義しています。**歴史公文書等**は、県民の知る権利や地域の歴史を伝えるものとして価値のある知的資源であり、**それぞれの保有主体**が大切に保存して将来の世代に引き継ぐことを条例の基本理念としています。問：**それぞれの保有主体**とは何ですか？答：県、市町村、県民等の3者を指します。県の役割は、市町村、県民等に対して、歴史公文書等の保存及び利用に関する協力を行うことです。市町村の役割は、保有する**歴史公文書等**の保存と利用に関し、適切な措置を講ずること、県民等の役割は、県や市町村と協力しながら、その保有する資料等を適切に保存するよう努めることをうたっています。

条例の体系

鳥取県における**歴史資料として重要な公文書等の保存等に関する条例** 平成29年4月1日施行

- 歴史公文書等の管理に関する基本理念。
- 災害の発生等で歴史公文書等の滅失・破損の危険がある時は、歴史公文書等の保管に関する適切な措置を講ずる。
- 歴史公文書等の管理において、公文書館が中心的な役割を担う。

公文書等の管理に関する条例 平成24年4月1日施行

公文書等の管理に関する条例施行規則

- 知事部局、教育委員会、公安委員会等全部で15の機関を対象に、公文書の作成・取得、整理・保存、公文書館への引継ぎ等、**公文書についての県の統一したルールを定める。**
- 歴史公文書等のうち、公文書館で保存されるものを**特定歴史公文書等**とする。
- この条例を定めている都道府県は、熊本、島根、鳥取、香川の4県。

法律の体系

公文書館法 昭和63年6月1日施行

- 公文書（館）に関する最初の法律。
- 国・地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等を国民共通の財産として後世に伝え、利用に供する。
- この法律の制定以後、県や市の公文書館が設置されるようになる。

国立公文書館法 平成12年10月1日施行

- 法律に基づき国立公文書館を設置する。
- 内閣総理大臣（実際には国立公文書館長）は、国の機関から移管された公文書等を国立公文書館に移管する。
- 保存する公文書等を利用に供する。

公文書等の管理に関する法律 平成23年4月1日施行

平成23年4月1日施行

- 文書の作成、整理、保存、国立公文書館への移管・廃棄、歴史公文書としての利用という文書管理のライフサイクル全般について規定。

共通する
規程共通する
規程

手を取り合って

市町村との連携と協力

問：県内市町村の公文書管理はうまくいっていますか。

答：各市町村とも、限られた職員数で様々な仕事をされています。そのなかで、公文書の作成から**収集・整理・保存**を系統立てて行うことは、簡単なことではありません。しかし一方では、戸籍や福祉、教育、環境といった地域住民の権利や生命に関わる重要な仕事を行っています。それらに関係する公文書を適正に管理する必要があります。

問：**アーカイブズとは？**にあるように、災害への備えも必要ですね。

答：そのとおりです。命は助かったけど、自分を証明する戸籍や自宅の区域を証明する土地台帳が失われたのでは、生活を立て直すのに時間がかかります。

問：どうすればよいのですか。

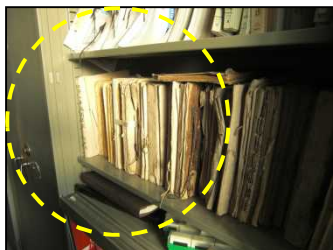
答：公文書館では、今年度設置した**県立公文書館在り方検討会議**からの提言で、市町村との連携として、文書管理全般への助言や市町村職員を対象とする研修会の開催、災害等の緊急時には、博物館や図書館等と連携して、資料を一時的に預かるなどの支援を行うことを考えています。

市町村への連携と協力の事例

A市の事例



◎ 地下書庫で管理される公文書

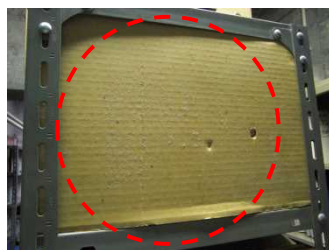


総合支所で管理される公文書。ガラス戸を通して日光が当たる。扉のあるロッカーに移し替えるだけで、劣化を防ぐことができる。

B市の事例



◎ 整理済の公文書をコンテナで管理



構造的な問題から本庁の書庫内でカビが発生。カビ駆除用の薬剤を紹介するとともに、害虫調査用のトラップを提供。

C町の事例



◎ 書庫で管理される昭和の合併に関する公文書



町内の倉庫から見つかった旧役場の公文書。虫損のないものを選んで、専用の袋で真空にして殺虫と菌の繁殖を止める。